

6月定例会の概要

6月定例会では、初日に市長から、条例の一部改正案5件、補正予算案2件が提案されました。また、追加議案として、補正予算案2件が提案され、提案された条例改正案等は、各常任委員会での審査を経て、いずれも原案のとおり可決しました。なお、議会運営委員会に付託され、審査した請願1件は、不採択となりました。

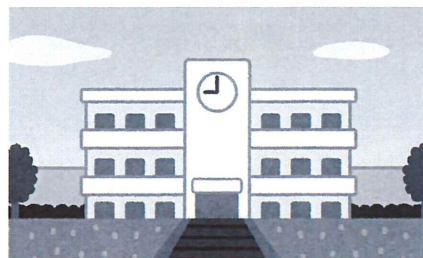
さらに、最終日には人事案件1件及び議会運営委員会より提出された意見書案1件が追加提案され、いずれも同意・原案のとおり可決しました。



令和7年度 坂出市一般会計補正予算(案) (第1号)

再編新校整備事業に関連して、事業者選定支援業務及び建設予定地の地質調査を行います

再編新校の開校に向けて、設計施工一括方式により速やかに事業を進めていくうえで、最適な業者を選定するため、要求水準書の作成等を含む事業者選定支援業務を委託するほか、詳細な要求水準書を作成し、提案事業者から費用面も含め、より適正な提案を受けるために、建設予定地の地質調査を実施する予定です。



ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書 (全文)

令和5年3月に、内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果では、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%の、146万人に及ぶと推計されており、若年層から中高年層までの幅広い世代のニーズに対応した支援が求められているが、現時点ではひきこもり支援に特化した法律は制定されていない。

ひきこもり支援に関係した法整備としては、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が若者世代に限られているほか、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、支援の対象者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法のはざままで支援を受けることができないケースが生じている。

また、国は、ひきこもり支援の核として、令和4年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、その実施は一部の市区町村にとどまっており、自治体間での格差が生じている。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、ひきこもりを社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり支援に特化した法制度を設け支援体制等を明文化し、年齢や所得の状況にかかわらず誰もが、全国どこでも必要な支援を受けることができるよう、「ひきこもり支援基本法」の制定を強く求めるものである。